

第3期
鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画
【概要版 構成案】

令和 年 月

鈴鹿市

計画策定の趣旨と背景

近年は急速に少子化が進行し、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

国は、放課後のこどもの居場所を更に確保していくための「新・放課後子ども総合プラン」、子育てに係る負担軽減のための「幼児教育・保育の無償化」の取組等を進めながら、全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指しています。

このような状況を踏まえ、本市では、切れ目のない子ども・子育て支援の充実を進めていくとともに、鈴鹿で育ち、鈴鹿の未来を担う子どもたちの健やかな育ちへの支援ができる環境を整備するため、新たに「第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の基本理念

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来

～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

鈴鹿市で子どもを産み、育てることに喜びや生きがいを感じることができるような子育て環境をつくるため、社会全体で協働して子育て支援に取り組むことが重要であり、多様なニーズをとらえながら、妊娠・出産期から途切れのない包括的な支援を行います。

そして、本市の未来を担う全ての子どもたちが健やかに育ち、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指します。

鈴鹿市放課後児童対策計画

子ども家庭庁及び文部科学省より発出された「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」に基づく本市の放課後児童対策計画として位置付けます。

【具体的な取組等】

- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施
- 学校の余裕教室の活用

第2期鈴鹿市こどもの貧困対策計画

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「鈴鹿市こどもの貧困対策計画」として位置付け、本計画と一体的に進捗管理を行います。

【具体的な取組等】

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的支援 ●相談・支援体制

鈴鹿で育つ、鈴鹿の未来

～未来を担う子どもたちの健やかな育ちをめざして～

基本目標1 子どもや子育てにやさしい地域社会づくりの推進

子どもが地域社会の一員として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、地域みんなで子どもや子育てにやさしい社会づくりを進めます。

【具体的な事業内容】

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

基本目標2 安心して子どもを預けられる幼児教育・保育環境の整備

子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援するとともに、子どもの健やかな成長を育めるよう、保護者が安心して子どもを預けることのできる、多様で質の高い幼児教育・保育環境の整備を進めます。

【具体的な事業内容】

- ・幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業、認可外保育施設
- ・一時預かり事業（幼稚園型・幼稚園型を除く）
- ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業（病児・病後児保育事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・子ども誰でも通園制度

基本目標3 子どもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた支援の推進

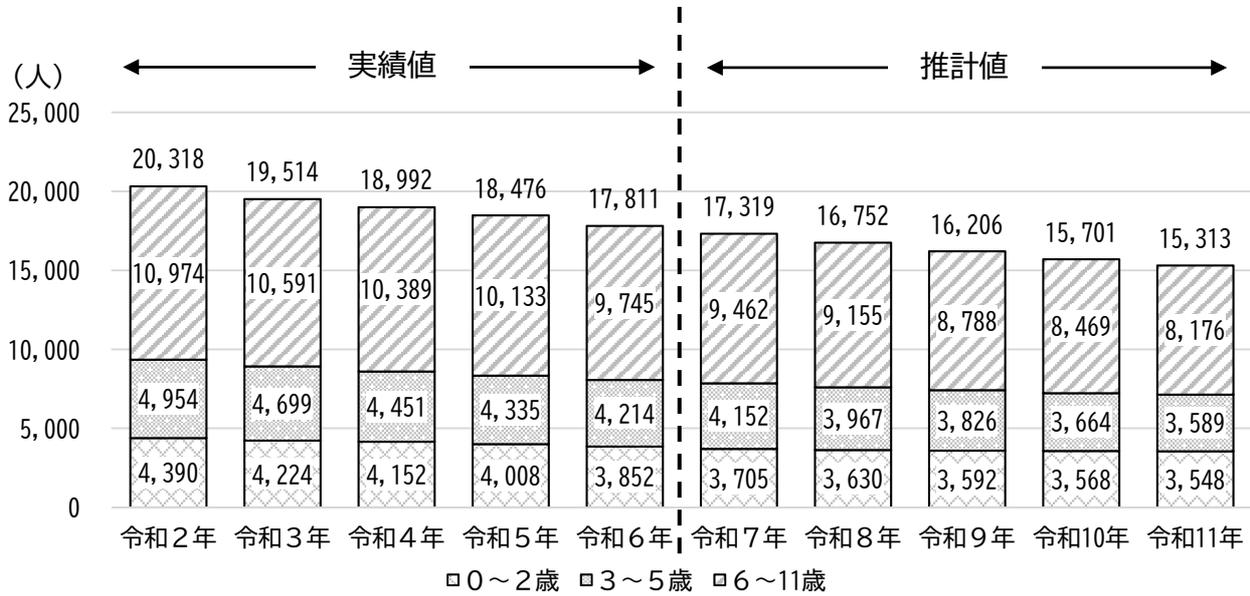
安心して妊娠・出産・子育てができ、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世代の一人ひとりの状況に応じた途切れのない寄り添った支援を行います。

【具体的な事業内容】

- ・利用者支援事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業

こどもの人口の推移と推計

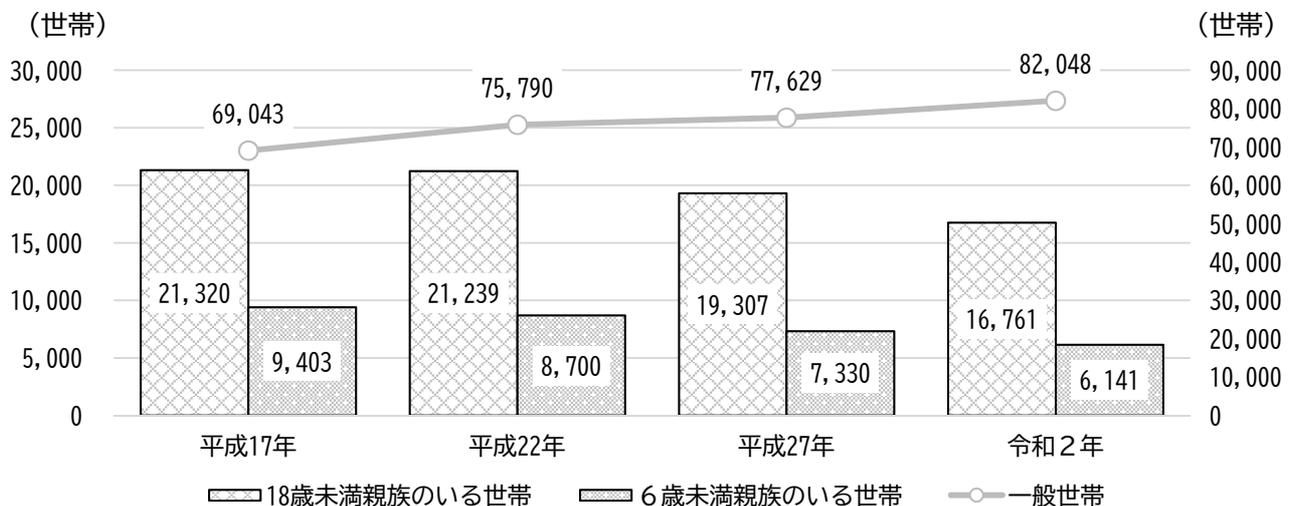
- こどもの人口は、前回計画の期間中である2020（令和2）年から2024（令和6）年まで毎年減少しており、2024（令和6）年では17,811人となっています。
- 2025（令和7）年以降の推計においても、こどもの人口は減少する見込みとなっており、計画最終年の2029（令和11）年では15,313人になると見込まれます。



実績値：住民基本台帳（各年3月31日現在） 推計値：コーホート変化率法による推計

子育て世帯の推移

- 一般世帯数（住居と生計を共にしている人々の集まり、または一戸を構えて住んでいる単身者等）は増加傾向にあります。
- 一方、「18歳未満親族のいる世帯」、「6歳未満親族のいる世帯」はともに減少しており、一般世帯全体における「こどものいる世帯」の割合は減少しています。

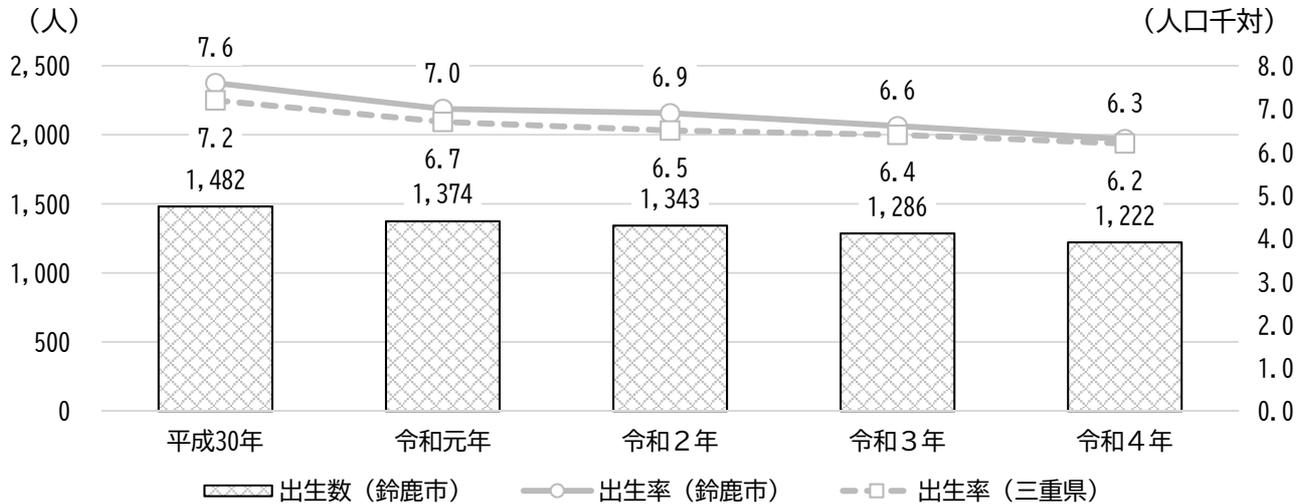


資料：国勢調査（各年10月1日）

出生数・出生率の推移

○出生数は年々減少しており、2022（令和4）年では1,222人となっています。

○出生率（人口千対）は、三重県より僅かに高い数値で推移していますが、2022（令和4）年は6.3で三重県とほぼ同等となっています。



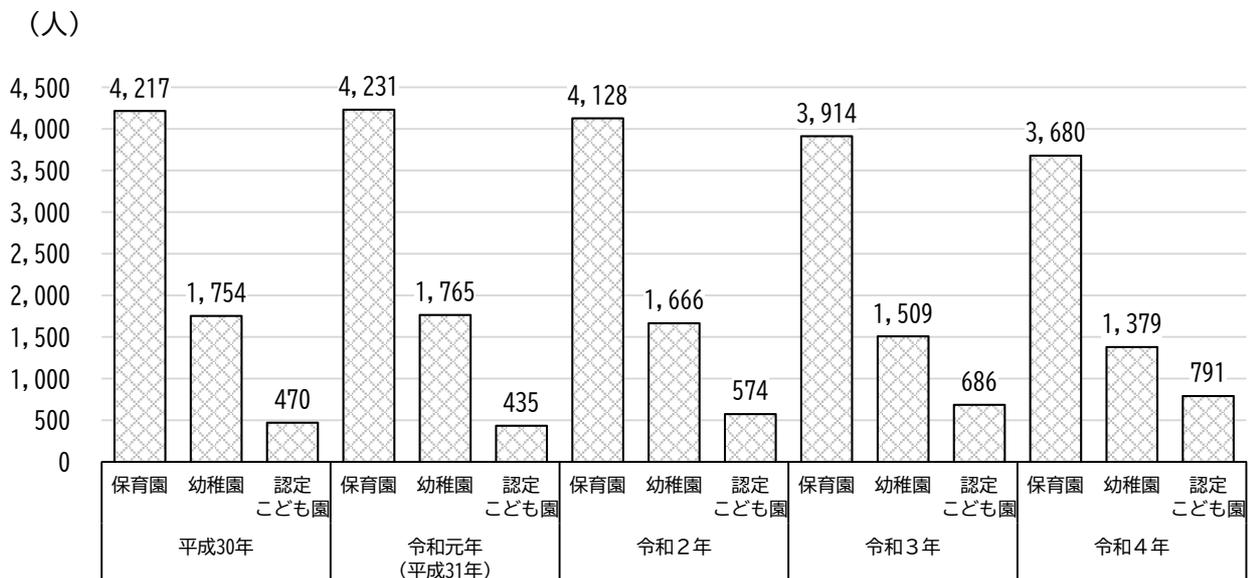
資料：三重県の人口動態（各年10月1日）

幼稚園・保育所（園）・幼保連携型認定こども園の状況

○保育所（園）児童数については、2019（平成31）年以降、幼保連携型認定こども園への移行に伴って年々減少しており、2022（令和4）年では3,680人となっています。

○幼稚園児童数については、2019（令和元）年以降、年々減少しており、2022（令和4）年では1,379人となっています。

○幼保連携型認定こども園児童数については、2019（令和元）年以降、幼保連携型認定こども園数の増加に伴って年々増加しており、2022（令和4）年では791人となっています。



資料：鈴鹿市統計要覧（保育所は各年4月1日、幼稚園・認定こども園は各年5月1日）

量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めています。

教育・保育事業

本市には、教育ニーズの対象施設として公立幼稚園が5園、私立幼稚園が4園、保育ニーズの対象施設として公立保育所が10園、私立保育園が24園、教育・保育の両方を担う施設として幼保連携型認定こども園が8園、幼稚園型認定こども園が1園あります。

区分	対象事業	現状値	令和11年度（計画終了年度）	
			量の見込み	確保方策
1号認定 （3～5歳） 2号認定 （教育ニーズ、3～5歳）	幼稚園 認定こども園	1,583人	1,238人	2,412人
2号認定 （保育ニーズ、3～5歳）	保育所（園） 認定こども園	2,726人	2,351人	3,115人
3号認定 （0歳児）	保育所（園） 認定こども園	413人	425人	345人
3号認定 （1歳児、2歳児）	保育所（園） 認定こども園	1,631人	1,510人	1,579人

地域子ども・子育て支援事業（一部抜粋）

事業名	事業の内容	現状値	令和11年度（計画終了年度）	
			量の見込み	確保方策
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行う事業	2箇所	6箇所	6箇所
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業	延べ 72,323人	延べ 102,700人	延べ 102,700人
妊婦健康診査事業	妊婦に対する健康診査等を実施する事業	延べ 15,180人	延べ 14,028人	延べ 14,028人
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	1,272人	1,181人	1,181人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行う事業	979人	541人	541人
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業			
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援等を行う事業		延べ 480人	延べ 480人
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由で養育を受けることが困難となった児童を児童養護施設等で保護する事業	337人	353人	353人
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の保護者が、児童の預かり等を希望する際に利用する事業	3,663人	3,940人	3,940人
一時預かり事業	幼稚園型	延べ 36,269人	延べ 29,407人	延べ 29,407人
	幼稚園型を除く	延べ 7,913人	延べ 4,805人	延べ 4,805人
時間外保育事業	保育認定を受けたこどもを、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園で保育を実施する事業	延べ 1,385人	延べ 1,154人	延べ 1,154人
病児・病後児保育事業	病児・病後児を、病院、保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業	延べ 1,197人	延べ 1,306人	延べ 1,306人
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の居場所を提供する事業	2,099人	2,332人	2,332人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である世帯を対象に、食事の提供に要する費用等を助成する事業			
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進を図るための事業			
妊婦等包括相談支援事業	妊婦に対し、面談等を通じた心身の状況等の把握や相談等の援助を行う事業		延べ 3,444回	延べ 3,444回
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業		延べ 580人	延べ 580人

こども誰でも通園制度

子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所（園）、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前こどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。（本計画からの新制度）

本市では、2026（令和8）年度からの実施に向け準備を進めます。

区分	令和11年度（計画最終年度）	
	量の見込み	確保方策
0歳児	1日当たり21人	1日当たり34人
1歳児	1日当たり27人	1日当たり35人
2歳児	1日当たり22人	1日当たり38人

計画の評価と進行管理

国の基本指針に基づき、引き続き子ども・子育て会議において、毎年度事業の実施状況の点検・評価を行うとともに、子ども・子育て会議での審議の後には市ウェブサイト等で公表を行い、市民への周知を図る等、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行管理や事業の評価、検証などに取り組みます。

また、計画期間中、量の見込みと実績とが大きく乖離する場合などにおいては、適切な事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

（発行日）令和 年 月 （発行）鈴鹿市（編集）子ども政策部子ども政策課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 電話／059-382-7661 FAX／059-382-9054

E-mail kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp URL <https://www.city.suzuka.lg.jp/>